

佐渡市・上越市観光・航路連携協議会小木直江津航路を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐渡市・上越市観光・航路連携協議会（以下「本協議会」という。）が、小木直江津航路の利用促進並びに佐渡市及び上越市の両市（以下「両市」という。）における交流機会の活性化を図るため、両市に立ち寄り、又は宿泊する旅行商品を造成する旅行会社に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる旅行会社（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2に基づく旅行業及び旅行業者代理業の登録を受けた旅行会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の第1号から第4号までのいずれの要件も満たし、かつ、第5号から第7号までのいずれかの要件を満たす団体旅行とする。

- (1) 往復とも小木直江津航路を利用すること。ただし、悪天候による欠航により、小木直江津航路を利用できなかった場合は、欠航を証する資料を提出することにより、これを認める。
- (2) 旅行に参加する人数が運転手、バスガイド及び添乗員を除いて10人以上であること。
- (3) 原則として、旅行に参加する人すべての行程が同一であることとし、旅行の行程表等に、立ち寄り先及び宿泊先についてすべて明記すること。
- (4) 補助金の交付を受けるに当たり、両市、本協議会、（一社）佐渡観光交流機構、及び（公社）上越観光コンベンション協会から他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 両市を発着地とし、次の要件を満たす募集型企画旅行であること。ただし、申請することができる旅行会社は、両市のいずれかに本社又は営業所を有する旅行会社とする。
 - ア 出発地を除く両市の有料観光施設、飲食施設、土産物施設等を2か所以上利用し、又は両市の有料観光施設、飲食施設、土産物施設等を2か所以上利用するとともに出発地を除く両市の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設をいう。）に1泊以上すること。
 - イ 旅行の募集告知等に本協議会の支援事業を利用している旨を明記すること。
- (6) 両市を発着地とし、次の要件を満たす受注型企画旅行であること。ただし、申請することができる旅行会社は、両市のいずれかに本社又は営業所を有する旅行会社とする。

ア 出発地を除く両市の有料観光施設、飲食施設、土産物施設等を1か所以上利用するか、宿泊施設に1泊以上すること。

(7) 両市外を発着地とし、次の要件を満たす募集型企画旅行であること。

ア 両市のそれぞれで、有料観光施設、飲食施設、土産物施設等を1か所以上利用すること。

イ 旅行の募集告知等に本協議会の支援事業を利用している旨を明記すること。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次の表の左欄に掲げる申請区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

申請区分	交付額
① 両市を発着地とする募集型企画旅行	旅行者1人につき、立ち寄りのみで5,000円 立ち寄りと宿泊で10,000円
② 両市を発着地とする受注型企画旅行	旅行者1人につき、1,000円
③ 両市外を発着地とする募集型企画旅行	ツアー1本につき、50,000円

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、小木直江津航路を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、企画旅行実施日の前日から起算して15日前までに佐渡市・上越市観光・航路連携協議会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を
決定
決定したときは、小木直江津航路を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付 通知書
却下

(第2号様式)により通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、小木直江津航路を利用した旅行商品造成促進事業補助金実績報告書兼交付請求書(第3号様式)に必要な書類を添えて、事業完了日の翌日から起算して30日が経過する日又は事業完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに委員長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第7条 委員長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、小木直江津航路を利用した旅行商品造成促進事業補助金交付確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を

交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 この要綱により補助金の交付を受けた補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。